

建設リサイクル法の施行状況における業界団体ヒアリング、自治体アンケート及び委員意見

項目	着目する観点	業界団体ヒアリング 【ヒアリング実施団体等】 ・(社)住宅生産団体連合会(住団連) ・(社)全国解体工事業団体連合会(全解工連) ・(社)全国産業廃棄物連合会(全産連) ・(社)日本建設業団体連合会(日建連) ・自治体環境部局(東京都、大阪府)(自治体)	自治体アンケート 【アンケート実施自治体】 建設リサイクル法に係る事務を行う都道府県、市町村(建設部局:434, 環境部局:117)	委員意見(10/15、11/6、1/9の委員会発言) 赤字:中環審 第1回委員会(H19.10.15) 青字:社整審・中環審 第1回合同会合(H19.11.6) 紫字:社整審・中環審 第2回合同会合(H20.1.9) 緑字:社整審・中環審 第3回合同会合(H20.2.5)
I)建設リサイクルの促進				
(1)分別解体	<p>①対象建設工事の規模基準について</p> <p>②分別解体等に係る施工方法に関する基準について</p> <p>③特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて</p> <p>④対象建設工事の事前届出・通知について</p> <p>⑤解体工事業の登録制度について</p> <p>⑥分別解体等における工事内容及び費用の明確化について</p>	<p>・建築物解体工事の規模基準を引き下げるべきである【日建連】【全産連】 【自治体】 ・撤廃【日建連】【全産連】 【自治体】 ・10m²以上【全解工連】</p> <p>・有害物質の分別の徹底【日建連】 ・解体工事における有害物質の事前調査結果の記載欄を法10条の届出様式に設ける【日建連】 【自治体】 ・法第10条の分別解体等体計画等を法第11条の通知にも添付させる【自治体】</p> <p>・解体工事業の法制的な整備(解体業法の新設、建設業法の改正、解体工事業の許可制(登録制))【全解工連】 ・解体工事施工管理に係る資格制度の整備【全解工連】 【自治体】</p> <p>・発注者に対する罰則の強化【住団連】 ・適正な費用負担のための新たな制度創設【自治体】 ・適正な費用負担のための指定法人への費用供託【自治体】</p>	<p>【建築物解体】 ・意見無し(96%) ・引き下げるべき(3%) ・変更不要(0.7%) ・引き上げた(0.4%) ・引き上げるべき(0.4%) ・その他(0.5%)</p> <p>【建築物新築・増築】 ・意見無し(97%) ・引き上げるべき(2%) ・変更不要(0.7%) ・引き下げるべき(0.4%) ・その他(0.2%)</p> <p>【建築物修繕・模様替】 ・意見無し(96%) ・引き下げるべき(3%) ・変更不要(0.4%) ・その他(0.4%)</p> <p>【その他工作物】 ・意見無し(95%) ・引き上げるべき(2%) ・基準を細分化すべき(0.7%) ・変更不要(0.5%) ・その他(1.8%)</p> <p>・意見無し(97%) ・機械解体も認めるべき(2%) ・構造ごとに解体方法を策定すべき(0.7%) ・分別の目安を示すべき(0.5%)</p> <p>・意見無し(100%) ・石膏ボードを特定建設資材に追加すべき(0.2%)</p> <p>・意見無し(91%) ・通知は必要無い(6%) ・通知の期限を定めるべき(1.4%) ・届出期限は直前でもよい(1.2%)</p> <p>・意見無し(97%) ・他法令違反の欠格要件が必要(2%) ・実務経験の裏付けが必要(0.5%) ・更新時は実務経験書類は不要(0.5%) ・その他(0.7%)</p> <p>・意見無し(99%) ・再生資源利用促進計画書を提出させる(0.2%) ・品目ごとに処理単価を記載すべき(0.2%)</p>	<p>・対象規模以下の工事で不適正処理が行われているのではないかと懸念しており、基準を引き下げるべき。【米谷委員】 ・個人住宅の規模が小さくなってきているので規模を引き下げる方向で考える方がよい。【崎田委員】 ・修繕の基準は金額が大きすぎるので適正に直して欲しい。【崎田委員】 ・規模は全て引き下げまたは撤廃すべき→50m²、300m²、5000万円【高戸委員】 ・規模引き下げは基本的には賛成だが、少量の廃棄物を効率的に収集・運搬する仕組みを作らないと、非常に無駄なCO₂が発生することになる。【佐藤委員】 ・不法投棄と規模の関係について明確な証拠はない。大きな規模の建設現場からでも不法投棄は発生している。【村上委員】 ・規模の引き下げには反対。届出の充実など制度監視の仕組みを検討すべきで、規模引き下げはもう少し先でいいのではないかと懸念している。【平田委員】 ・小規模工事が不適正処理の大きな原因であれば規模を引き下げないといけないが、現実的に把握できない。行政事務が増えることになるので、総合的に、バランス良く考えないといけない。【森委員】 ・規模を下げたときにどのような問題が発生するのか、自治体の立場から分析すべき。【南部委員】 ・建築物の修繕・模様替の場合のカバー率を把握して頂きたい。【米谷委員】 ・最終的にどのような手順で判断されるのか。多数決か、意見を聞き置いて事務局で判断するのか。【出野委員】 ・解体工事について、80m²以上と以下で質的な違い(不適正処理につながる危険性など)があるか教えて頂きたい。【杉山委員】 ・現行対象工事における適正処理やリサイクル状況のトレースはなされておらず、届出状況も悪い。まず現行制度に基づきしっかりやった上で、規模変更は検討すべき。【村上委員】</p> <p>・石膏ボードと有害物質を同一視すべきでない。【村上委員】 ・石膏ボードと有害物質を同一視すべきでない。【平田委員】 ・石膏ボードは解体時に水をかけると再資源化できない→排出事業者責任持たせきちんと解体させるべき。【横田委員】 ・付着物・残存物品については写真を添付させるなど、事前調査の徹底を図るべき。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・付近住民への説明の同意書を提出させることも必要ではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・特定建設資材以外で分別に留意すべきもの(アスベスト、PCB、フロン等)も含めた形で分別基準を定められれば実効性が上がる。法律の構成上難しいならば、届出書の事前調査項目に書き込むような書式にすればよい。【米谷委員】 ・アスベストは付着の有無の判断が曖昧なので、判断基準、事前調査のレベル等の情報の充実とセットで整備する必要あり。【清家委員】 ・有害物質の取扱については、作業者の健康保護、周辺的生活環境保護、分別の適正処理のシステム構築が必要。建設リサイクル促進というポイントだけに落とし込まず、他法令も含めた横断的事項として整理すべき。【酒井委員】 ・CCAは再資源化困難な木くずの事例に含めるべき。【平田委員】</p> <p>・事前届出・通知においてより詳細な届出内容・調査が必要。【村上委員】 ・届出書に再資源化施設名を別紙で添付すべき。【高戸委員】 ・事前届出に13条の契約書内容を記載すべき。【森委員】 ・現在の届出のどこが不都合なのか。届出を複雑にすれば、発注者の負担になり届出されなくなることも含めて検討すべき。【南部委員】 ・事前届出は、仮設を除いて直前までOKとすべき。【高戸委員】 ・解体時までの設計図書保存義務を追記して頂きたい。【三本委員】 ・建設リサイクルに対する市民の関心が薄いのではないかと懸念している。住民意識の高い自治体では敏感になってそれなりの対応をしている。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・届出先の建築部局と環境部局で、必ずしも連携が取れていない。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・一部自治体では届出への契約写しの添付を実施。金額の記入は、下請けに対する適正処理の確保にもつながる。【森委員】</p> <p>・解体工事業の現状把握が必要である。(市場規模、建設業許可業者との関係等)【出野委員】 ・建築と解体で分けた議論、仕組みづくりをお願いしたい。【出野委員】 ・解体工事業登録に欠格要件がないのは問題(廃掃法許可を取り消しても、自ら処理なら業務可能)。【森委員】 ・解体工事業に関して、業界育成の観点からも建設業法・廃棄物処理法のような欠格要件について検討が必要。【森委員】 ・解体工事の実態調査をやって頂きたい。【出野委員】 ・解体工事業登録は非常にハードルが低く、登録業者でも適正処理や解体を行っていない業者が多いのではないかと懸念している。【出野委員】 ・建リ法において、解体工事業の欠格要件がない背景を説明頂きたい。(過去の議論の経緯や今後の見直しについて)【酒井委員】</p> <p>・費用負担に対する発注者の意識改革が必要であり、契約書の「見える化」が重要。【崎田委員】 ・最終的にお金を払う発注者の責任が問題となってくる。【横田委員】 ・積算根拠が明確になるような見積書を提出して、工事内容を明確化すべき。【村上委員】 ・下請の告知も書面で伝えるべき。【高戸委員】 ・元請・下請間の契約書の記載事項として再資源化等施設名、費用などは下請が関与する余地がなく、意味がない。ある自治体には廃棄物処理法違反だと指導されたことがある。【米谷委員】 ・取締りの強化や分別解体の徹底と、発注者の適切なコスト負担に対する理解・意識の向上策とはセットで考えるべき。【清家委員】 ・全体のコスト状況に見合う契約を結ぶ流れを作ることが重要。発注者への情報提供に加え、契約や情報公開の方法などを新しい仕組みとして検討してはどうか。【崎田委員】 ・元請業者による再生・処分経路の確認が不法投棄の防止につながる。優良業者との継続的な取引を基本とすべき。【村上委員】</p>

項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
(2)再資源化	①特定建設資材の指定品目及び再資源化について	<ul style="list-style-type: none"> 特定建設資材の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・廃石膏ボード【全産連】 ・廃プラ、建設汚泥、蛍光管、二次電池【自治体】 特定建設資材廃棄物以外の廃棄物の分別及び再資源化のため、Co.As.木材以外の分別の徹底を明確にすべき【自治体】 ・廃棄物の流れの電子情報による一元的な管理【自治体】 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見無し(98%) ・木くずは原則再資源化とすべき(0.4%) ・特定建設資材以外も再資源化等を義務づける(0.4%) ・瓦を特定建設資材に追加すべき(0.4%) ・石膏ボードを特定建設資材に追加すべき(0.2%) ・その他(1%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業特有の土砂や汚泥は、建設リサイクル法独自の問題として総合的に取り組む必要がある。【佐藤委員】 ・量については、構成部材ごとではリサイクルの取り組みがあり、また一般廃棄物にもなりうることから、微妙な商材であり対策がとりづらい部分がある。【平田委員】 ・特定建設資材に石膏ボードを追加すべき。ただし、リサイクル率の高い新築系のみを追加とし、解体系は次回とすればどうか。【高戸委員】 ・石膏ボードについては、リサイクルの受け皿、技術開発の問題を踏まえて検討すべき。【森委員】 ・追加された品目がリサイクルにどう使われるかというところまで考えるべき。【南部委員】 ・再資源化コストの高いものを特定建設資材にしても、個人が支出できないので、もっときちんと情報を収集してご判断頂きたい。【清家委員】 ・建設汚泥について、残土も併せて再資源化を義務づけできないか。また、汚染の話も含めて法に入れ込むことは可能か。残土処分と宅地造成は紙一重であり、何をもって再資源化と考えるか、整理が必要。【米谷委員】 ・建設リサイクルと建設リサイクル法の対象範囲はしっかり分けるべきである。発生土は廃棄物ではないので、建設リサイクル法の枠外ではないか。【嘉門委員】 ・残土と称した不適正処理も多々あり、残土について問題がないとは言えない。【村上委員】 ・コンクリートには鉄筋が多く含まれているので、特定建設資材廃棄物に、コンクリート及び鉄から成る建設資材を追加すべき。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・塩化ビニル管・継手は資源有効利用促進法の指定品目であり、建り法との整合性はどうか。【森委員】 ・P32:新築と解体で分けて記述したほうが今後の議論がしやすい。【平田委員】 ・P36:委託処理から広域認定へのための矢印が必要。マニフェストは一次・二次に分けて書いて欲しい。【平田委員】 ・(参考資料について)中間処理業者で処理したものを広域認定制度側に持っていくという流れを明確にする意味で、中間処理業者から広域認定の製造事業者へに矢印をつけて頂きたい。(第2回と同様の意見)【平田委員】 ・廃石膏ボードのリサイクル誘導策として、特定建設資材指定をぜひお願いしたい。【三本委員】 ・リサイクル用途が非常に少なく、日本全国に処理施設がない廃石膏ボードを特定建設資材に指定するというのは意味が違う。【村上委員】
	②再資源化等完了後の報告について	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化完了の行政庁への報告義務の新設【日建連】【全解工連】【全産連】 ・再資源化完了報告の保存期間の明示【日建連】【全解工連】【全産連】 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見無し(90%) ・再資源化方法、再資源化量等も記載すべき(5.9%) ・都道府県環境部局にも報告すべき(3.3%) ・その他(0.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化の確認、申告を発注者に委ねるのはかなり難しいので、不適正な場合は受注者に申告を義務付けるべき。【杉山委員】 ・完了報告は、元請から行政へ提出するようにすべき。電子マニフェストの普及には時間がかかるが、事業者への大きなプレッシャーとなる。【大塚直委員】 ・京都市では細則で完了報告を求めており、全国でもやるべきではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・申告1件のみというのは制度がうまく回っていないので、情報が行政に行くように、廃棄物適正処理の情報システムづくりの中で検討すべき。【崎田委員】 ・P36:不法投棄にならないようなマニフェストの仕組みを検討すべき。【南部委員】 ・廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】 ・電子マニフェストのユーザーインターフェースは不親切であり、携帯端末や二次元バーコードを活用すべき。【野城委員】 ・アクセスコントロールされた電子マニフェストの共通データベースを、再資源化業者がそれぞれの目的で利用できるようにすることも論点に含めて欲しい。【野城委員】 ・物流の情報管理に関して、関係者の連携や役割分担を整理すべき。【古市委員】 ・情報管理については携帯電話の活用などインターフェース改善が進んでおり、法律は遅れている。【後藤委員】 ・再資源化の促進、適正処理の推進、両方の目的で、物流の透明化・効率化が重要。【佐藤委員】 ・小規模な収集運搬業者は電子マニフェストに対応できないので、大手が代表して情報管理を行うべき(再委託をしたからといって、不透明になるとはいえない)。【佐藤委員】 ・(佐藤委員発言に対し)まずは排出事業者が責任を全うすべき。収集運搬業者では情報管理はできない。誰でもできる電子化システムでないとけない。【村上委員】 ・現場の解体だけではなく、中間処理における分別、再資源化も促進されるような手順が必要(排出事業者の同意を必要とすべきではない)。【佐藤委員】 ・届出済シールは義務化してほしい。【高戸委員】 ・自社処理が不法投棄の温床になっているので、自社処理にマニフェストを要求することが可能か、議論を進めて欲しい。【大塚直委員】 ・情報システムを新たに設けるのではなく、一種の社会インフラとして使い回していくべき。具体的には、ID番号での解体届とマニフェストのひもつけなど。【野城委員】 ・電子マニフェストのアクセス方法(携帯版)は、ソースを民間に公開し良い物を作ってもらえば、さらに普及が進むと考える。【野城委員】 ・適正処理という観点を強調すると物流情報把握の志向が強くなるが、多様なリサイクル促進の観点からは矛盾する側面があり、法制度での調整は非常に難しい。自主的取組の促進、認証制度の活用をベースにした制度がよい。【佐藤委員】 ・情報管理の重要性からすると電子マニフェスト普及を前提とすべきだが、それで不足する部分事項や普及するまでの対応について議論が必要。【杉山委員】
(3)縮減	①木材の縮減の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・縮減規定を削除すべき【自治体】 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見無し(99%) ・木くずは原則再資源化等すべき(0.4%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の木材縮減規定は、施設がなければやむを得ないという一定の認識をもって良いと思うが、将来的には縮減(単純焼却)は無くしていくことを考えながら、施設要件を定めるべき。【酒井委員】 ・単純焼却はすべきではない。【崎田委員】 ・木くずの野焼きが多いので、縮減は特別な理由がない限り認めず、縮減する場合はその理由を明記する必要があるのではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・木材の再資源化施設が近くにあっても、木材チップの需要があまりない地域では受け入れてもらえないケースがある。【米谷委員】 ・木材の縮減はLCAの観点から再検討すべき(CO2以外の環境負荷との比較)。【大塚直委員】

項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
II)建設廃棄物適正処理の徹底				
(1)適正処理	①不適正処理が発生するメカニズムについて	・自社処理と称した不適正処理の状況を改善する必要がある【住団連】【全解工連】	(該当無し)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設系の大規模な不法投棄は、中間処理後に行われているというケースが多分であると認識している。【米谷委員】 ・不法投棄における排出事業者の定義は不明確である。【村上委員】 ・中小業者による木造建築物解体工事に関係する不法投棄と、大量の汚泥やCo塊が排出される大規模工事に関係する不法投棄では、形態が異なる。【織委員】 ・中間処理施設の能力を超えた量が排出された場合、超過分が処理されずに不法投棄になっていることは問題である。【織委員】 ・不法投棄件数を見ると、排出事業者が不法投棄や不適正事例に多数関係している。【崎田委員】 ・不法投棄における排出事業者がどれだというのは非常に不明確である。【村上委員】 ・不法投棄の第一の原因は、金銭を目的とする悪意の確信犯がやっている。【村上委員】 ・自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれないため、大規模事案が発生する。【嘉門委員長】 ・不適正処理等につながる建設廃棄物の流れがきっちり把握され、情報として伝わるのが重要。【織委員】
	②不適正処理の防止策について	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物全排出量の届出義務化【全産連】 ・廃棄物の流れの電子情報による一元的な管理【自治体】(再掲) ・指定法人による不適正処理の管理【自治体】 	(該当無し)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】 ・不法投棄は、廃掃法におけるマニフェストの強化や契約書の強化等で相当程度減少していると認識している。【佐藤委員】 ・不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】 ・不適正処理については、廃掃法の罰則強化や車両表示の義務化、書類携行の義務化等による摘発によって減少していると認識している。【平田委員】 ・建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】 ・マニフェスト(電子を含む)を使用しても、必ずしも不法投棄を抑制できるとは限らない。【村上委員】 ・悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】 ・不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】 ・もう少し踏み込んだ不法投棄対策によって、大規模事案をゼロにできる可能性がある。【嘉門委員長】 ・不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】 ・[再掲]P36:不法投棄にならないようなマニフェストの仕組みを検討すべき。【南部委員】 ・[再掲]廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】 ・[再掲]小規模な収集運搬業者は電子マニフェストに対応できないので、大手が代表して情報管理を行うべき(再委託をしたからといって、不透明になるとはいえない)。【佐藤委員】 ・[再掲]自社処理が不法投棄の温床になっているので、自社処理にマニフェストを要求することが可能か、議論を進めて欲しい。【大塚直委員】 ・[再掲]情報システムを新たに設けるのではなく、一種の社会インフラとして使い回していくべき。具体的には、ID番号での解体届とマニフェストのひもつけなど。【野城委員】 ・[再掲]電子マニフェストのアクセス方法(携帯版)は、ソースを民間に公開し良い物を作ってもらえば、さらに普及が進むと考える。【野城委員】 ・自社処理について、地域住民の中でチェックするネットワークを構築する方法もあるのではないかと。【南部委員】 ・[再掲]不適正処理等につながる建設廃棄物の流れがきっちり把握され、情報として伝わるのが重要。【織委員】 ・[再掲]適正処理という観点を強調すると物流情報把握の志向が強くなるが、多様なリサイクル促進の観点からは矛盾する側面があり、法制度での調整は非常に難しい。自主的取組の促進、認証制度の活用をベースにした制度がよい。【佐藤委員】
	③行政における情報共有等の連携強化について	・届出等が情報共有できる法体系の構築【自治体】	・意見無し(99%) ・関係部局との情報連携強化が必要(0.6%)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見無し(99%) ・関係部局との情報連携強化が必要(0.6%)
(2)取り締まり	①パトロール等の実効性向上について	・パトロール方法の見直し、取り締まり強化(届出現場でなく、飛び込みによる立入の実施)【日建連】【全産連】	<ul style="list-style-type: none"> ・意見無し(99%) ・工事中止命令が出せるようにすべき(0.6%) ・パトロールの適正範囲を明確にすべき(0.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲]長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】 ・[再掲]不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】 ・[再掲]悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】 ・[再掲]不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】 ・[再掲]自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれない(ため、大規模事案が発生する)。【嘉門委員長】 ・[再掲]不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】 ・パトロールから得られる現場の実態、行政処分の実態を関係者にフィードバックすることが非常に重要。業界の底上げにもつながる。【森委員】 ・全てのものをリサイクルするのは困難であり、残さについては、報告義務を努力するというところを取り締まりの中でやっていくべき。【南部委員】
	②状況把握の強化について	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の届出済表示義務の新設(届出済シールの表示)(再掲)【全解工連】【全産連】 ・現場での延面積等の表示義務づけ(再掲)【全解工連】【全産連】 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見無し(99%) ・関係部局との情報連携強化(0.6%) ・パトロールの適正範囲を明確にすべき(0.2%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・[再掲]建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】 ・[再掲]自社処理が不法投棄の温床になっているので、自社処理にマニフェストを要求することが可能か、議論を進めて欲しい。【大塚直委員】 ・届出済シールを実施してもらいたい。【森委員】

項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
Ⅲ)横断的取組				
(1)関係者の連携強化	①分別解体、再資源化に係る情報提供について	・再資源化事業者に係る情報の発信【自治体】	・意見無し(98%) ・解体業者の技術向上のため講習会等が必要(1.8%) ・再資源化施設の認定等をすべき(0.4%)	・[再掲]届出先の建築部局と環境部局で、必ずしも連携が取れていない。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・特定行政庁と環境部局の情報共有について、将来的には電子情報で一貫処理されるのが望ましく、八都府市から国へシステムの構築を要望している。【森委員】 ・再資源化における需要と供給の結びつきを作り、経済的取引がスムーズに進むために、どのような情報インフラを構築したらよいか、表中に挙げて頂きたい。【野城委員】 ・個人情報保護の関係で、特定行政庁と環境部局の情報共有がスムーズでない。廃棄物処理法のような関係行政機関への照会規定も持つべきではないか。【森委員】 ・ライフサイクルを通じて情報伝達が発生抑制につながるという環境政策全般の大きな流れがあり、上流からのサプライチェーン情報の流れも図示頂きたい。【織委員】 ・[再掲]分別解体の取組や施工方法に関する情報を流すルートについても工夫が必要。【織委員】 ・[再掲]届出情報など全体のリサイクル実施情報がつながって把握できるような仕組みをどう担保するか、きちんと話し合っていくことが大事。【崎田委員】 ・[再掲]公益に資するための情報利用は個人情報保護の障害にはならず、絶対にやらなくてはならない。情報共有が進んで、初めてパトロールの効率的運用も実現するのではないか。【大塚浩委員】 ・[再掲]分別解体の取組や施工方法に関する情報を流すルートについても工夫が必要。【織委員】
(2)理解と参画の推進	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実について		・意見無し(99%) ・広報を充実して欲しい(0.8%) ・業団体への啓発が必要(0.2%)	・[再掲]建設リサイクルに対する市民の関心が薄いのではないかと。住民意識の高い自治体では敏感になってそれなりの対応をしている。【高木委員(代理:瀬川氏)】 ・[再掲]費用負担に対する発注者の意識改革が必要であり、契約書の「見える化」が重要。【崎田委員】 ・[再掲]取締りの強化や分別解体の徹底と、発注者の適切なコスト負担に対する理解・意識の向上策とはセットで考えるべき。【清家委員】 ・発注者は、自分が不法投棄に関与しているという情報が十分でないため、費用負担意識が高くなく、低コストを求めてしまう傾向がある。【織委員】
(3)建設副産物の流れの「見える化」	①建設リサイクル及び廃棄物処理の適正性を把握するための仕組みについて		(該当無し)	・[再掲]費用負担に対する発注者の意識改革が必要であり、契約書の「見える化」が重要。【崎田委員】 ・[再掲]廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】 ・[再掲]アクセスコントロールされた電子マニフェストの共通データベースを、再資源化業者がそれぞれの目的で利用できるようにすることも論点に含めて欲しい。【野城委員】 ・[再掲]物流の情報管理に関して、関係者の連携や役割分担を整理すべき。【古市委員】 ・[再掲]再資源化の促進、適正処理の推進、両方の目的で、物流の透明化・効率化が重要。【佐藤委員】 ・物流情報の把握をどうするかという論点を挙げて、意見を整理したほうがいいのではないかと。【野城委員】
項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
Ⅳ)横断的取組				
(1)3Rの推進	①発生抑制について		(該当無し)	・構造物の保全策というものを考えて、長寿命化を行う工夫が必要である。【横田委員】 ・住宅に関しては、200年住宅を目指している。【村上委員】 ・発生抑制を建り法で促進するべきである。(建築の素材・建て方の長寿命化、リサイクルしやすい部材)【横田委員】 ・現時点では、建り法による発生抑制の効果が無いので、効果が出るようにすることが必要である。【崎田委員】 ・(資料3について)発生抑制の強化、再使用、再生資材の利用促進について、今後の方向性の表にも同じグレードで入れて頂きたい。【高戸委員】
	②再使用・再生資材の利用について	・再生品の規格化、再資源化事業者の技術能力の担保等の情報発信【自治体】	・意見無し(99%) ・再生品等の規格を設けるべき(0.4%) ・公共工事で率先利用すべき(0.2%) ・リユースを義務づけるべき(0.2%)・その他(0.4%)	・資材メーカーやハウスメーカーは、リユースやリサイクルの容易な建材について取り組む必要がある。【大塚(直)委員】 ・リデュースやリユースをどうするかをいれ込むことは、この法律の前提として大事。【崎田委員】 ・[再掲](資料3について)発生抑制の強化、再使用、再生資材の利用促進について、今後の方向性の表にも同じグレードで入れて頂きたい。【高戸委員】
(2)建設リサイクル市場の育成	①建設リサイクル市場の育成について		(該当無し)	
(3)技術開発等の推進	①建設リサイクルに関する技術開発の推進について		(該当無し)	・リサイクルの容易な建材を提供するように生産段階からの工夫が必要である。【横田委員】 ・製造メーカーによる解体やリサイクルの容易な建材の供給が必要である。【米谷委員】